

3月号（486号）

Y市立N小学校は、施設建設後に年数が経過して同校の手すりが壊れていることが発覚した。幸い事故にはならなかったものの、児童が怪我する可能性が想定できたため、同市教育委員会が急きょY市立小中学校全てにおいて補修工事を行う旨決定をした。この工事に先立ち、Y市担当部局は日ごろ補修を依頼してきた施設業者Tとの間で見積書の作成をせずに請負契約を締結し（以下、「本件契約」という）、工事が終了した。

N小学校に児童を通わせているXは、教育現場における対応に常に疑問を抱いていた経緯から、「Y市小中学校施設の手すり工事請負に関する契約書面すべて」をY市情報公開条例（以下、「市公開条例」という）に基づき開示請求をした。これに対しY市側は、本件契約の見積書と契約書が対象文書と特定したうえで、「見積書は慣習的に作成を前提としておらず、また、Y市公文書等の管理に関する条例の諸規定に照らし、作成される必要がないと考えていたこと」および「契約書の開示は請負業者との信頼関係を損なうこと」を理由として拒否する処分を行った（以下、「本件処分」という）。このため、Xは本件処分の取消しを求めて出訴した。

なお、Xは本件処分前に、Y市以外にも類似の開示請求を大量に行ったうえで、情報公開担当部署に直接詰め寄り、長時間にわたり職員を拘束するなどし、開示された文書があってもその場に放置するなどしていた。このためY市は本件処分時に「Xの他市における状況に鑑み請求を拒否すべきこと」も理由として説明している。

以上の事実関係に照らし、Xに対する事後救済の可否も踏まえ、考えられ得る各当事者の主張について行政法上の問題を検討せよ。

〔参照法令〕○Y市情報公開条例（抄）

第2条② この条例において「公文書」とは、実施機関の職員……が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録……であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

六 市の機関……が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、……当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

第 11 条② 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（……開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

○Y 市公文書等の管理に関する条例（抄）

第 3 条 実施機関は、政策の形成過程及びその実施について、この条例に定めるところに従い、公文書を適正に作成し、及び管理しなければならない。

第 6 条① 実施機関は、第 3 条に規定する責務を果たすため、事案を決定するに当たっては、極めて軽易な事案を除き、文書（電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）によりこれを行わなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、緊急の取扱いを要する事案については、文書を作成することなく事案の決定をすることができる。この場合においては、事案の決定後、速やかに当該決定に係る文書を作成しなければならない。

2月号（485号）

映画Kの制作会社Xは、関連機関を通じ、アパレル輸入業を営むAが某国製造工場から輸入しようとしていた衣料品（以下、「本件商品」という）には、映画Kのものとは分かる商標利用の許諾を得ていないマークがプリントされているとの情報を入手した。そこでXは、本件商品が国内に流通すれば同社は多大な損害を被る可能性があると考え、Y税関長に対し関税法69条の11第1項9号に該当する貨物として認定する手続を執るよう、同法69条の13第1項の規定に基づき申し立てた。

そこで、Y税関長は、Xの申立てにつき、認定手続を執るべきか否かについて専門委員に意見照会を行ったうえで、これを受理したが、その後、受理要件を満たさないと判断しこの受理を撤回した。このため、XはY税関長に対し審査請求を提起しようとして、T弁護士に相談した。Tにはどのような行政法上の回答が求められるか。Xの立場に立って検討せよ。

〔参照法令等〕○関税法（抄）

第69条の11① 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。九 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、……を侵害する物品

② 税関長は、前項……第9号……に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

第69条の13① ……商標権者……は、自己の……商標権……又は営業上の利益を侵害すると認める貨物に関し、……いずれかの税関長に対し、その侵害の事実を疎明するために必要な証拠を提出し、当該貨物が……輸入されようとする場合は当該貨物について当該税関長……が認定手続を執るべきことを申し立てることができる。（以下略）

② 申立先税関長は、前項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠がないと認めるときは、当該申立てを受理しないことができる。

③ 申立先税関長は、第1項の規定による申立てがあつた場合において、当該申立てを受理したときはその旨及び当該申立てが効力を有する期間……を、前項の規定により当該申立てを受理しなかつたときはその旨及びその理由を当該申立てをした者に通知しなければならない。

第69条の14 申立先税関長は、前条第1項の規定による申立てがあつた場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者……を専門委員として委嘱し、……当該専門委員に対し、同項の規定により提出された証拠が当該申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについて、意見を求めることができる。（以下略）

第 88 条の 2① ……この法律又は他の関税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為……については、行政手続法第 2 章……及び第 3 章……の規定は、適用しない。

第 89 条① この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分に不服がある者は、再調査の請求をすることができる。

第 91 条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分について審査請求があったときは、財務大臣は、……審議会等……で政令で定めるものに諮問しなければならない。（以下略）

○関税法施行令

第 82 条 法第 91 条（審議会等への諮問）……に規定する審議会等で政令で定めるものは、関税等不服審査会とする。

○関税法基本通達（抄）

69 の 4-11（中略）

(1) 輸出差止申立ての受理の撤回 輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、……理由を付して申立人に通知する……ものとする。（以下略）

1月号（484号）

Xは出張先の某国から帰国したところ、本人は無症状であったが「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という）6条7項1号に規定された「新型インフルエンザ」に該当する疑いがあると判断され、空港検疫官による停留後に陽性の確定診断が行われ、Y県所在の指定病院に入院した。その後、Xは依然として無症状ではあったが、「念のため」と称して8日間の入院期間の延長を口頭で打診されたのに対し、Xは当初予定されていたA社との重要なビジネス会合をキャンセルせざるを得ないことを理由に拒否したが、病院側はXの了解がないまま入院措置を継続した（以下、「本件措置」という）。現在、Xは退院しており、周囲に「新型インフルエンザ」の発症者は存在しない。

Xは、本件措置が過剰であったことを理由に、Y県を相手に行政法上の救済を求める手段を講じたいと考えている。本件措置に係るXの主張事由について、入院中と退院後に分けていかなる手段を講ずることが可能かもあわせて、検討せよ。

〔参照法令〕○検疫法（抄）

第14条① 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等……について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

二 第2条第1号又は第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること……。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

第8条② 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する。

第16条の3⑤ 都道府県知事は、第1項の規定による検体の提出若しくは採取の勧告を……実施する場合には、同時に、当該勧告を受け、又は当該措置を実施される者に対し、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。（以下略）

第20条① 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、……十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院……を勧告することができる。（以下略）

② 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関……に入院させることができる。

⑤ 都道府県知事は、第 1 項の規定による勧告……しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院……の所在地を管轄する保健所について置かれた第 24 条第 1 項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

第 22 条の 2 第 16 条の 3 から第 21 条までの規定により実施される措置は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。

第 23 条 第 16 条の 3 第 5 項……の規定は、都道府県知事が……第 20 条第 2 項……の規定による入院の措置並びに同条第 4 項の規定による入院の期間の延長をする場合について準用する。

第 26 条 第 19 条から第 23 条まで……の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。（以下略）

12月号（483号）

Y市に親の代から原野2ヘクタールほど所有していたXは、その土地を活用して出力1MWの大規模太陽光発電施設（以下、「本件メガソーラー」という）を設置し売電ビジネスを行うことを思い立った。

当初、Y市には太陽光発電施設を設置する者がいなかったが、Xによる本件メガソーラー設置の動きを察知した市側は、景観計画を策定し当該土地の近隣に「景観計画区域」を設定し、急ぎ「Y市再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する条例」（以下、「本条例」という）を制定し、本条例8条に基づき、Xの当該土地を「特別保全地区」に急ぎよ指定した（以下、「本件指定」という）。なお、本条例は「高崎市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を参考にしている。

そこでXは、本条例13条1項の規定に従い、必要な書類をそろえて市長に許可申請を行ったが、不許可とされた。これに対しXは、市の一連の行為を問題視しつつ、本条例14条1項所定の許可要件をすべて充足するにもかかわらず不許可とされたことを不服として、行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という）に規定された訴訟類型を用いて訴えを提起することとした。

Xが選択し得る訴訟手続上の問題について、Xの立場に立ち、裁判所による事案処理方法の問題を中心に検討せよ。仮の救済制度もあわせて行うこと。

〔参照法令〕○景観法（抄）

第8条① 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地……の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

② 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）

○Y市再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する条例（抄）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(2) 事業者 再生可能エネルギー発電設備を設置する事業……を計画し、これを実施する者をいう。

第8条 市長は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定するものとする。

第9条① 前条に規定する特別保全地区は、次のとおりとする。

(4) 前各号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして市長が指定する地区

ウ 地域を象徴する優れた景観が保たれている地区のうち、その景観を保全することが特に必要と認められる地区第 13 条① 事業者は、特別保全地区内において事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について市長の許可を受けなければならない。

第 14 条① 市長は、前条第 1 項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

11 月号（482 号）

A 町水道局はこれまで他の地方公共団体に比べて比較的安価な料金を維持してきたが、人口流出と施設の老朽化が重なり、慢性的な赤字経営に拍車がかかった状態にあった。このため、早急の収益改善を目指すべく、使用料の値上げに係る「A 町水道条例の一部改正に関する条例」が町議会で可決成立した（以下、「本条例」という）。

A 町水道条例では、従前より使用水量が 20 m³までを基本料金とし超過料金を 1 m³につき定めていたが、本条例では、使用料の多かった工場用について、現在の超過料金を 3 倍程度値上げする旨を内容とする一方、一般用（家庭用）など他の用途は反対が根強いことを踏まえて、ひとまず据え置くこととした。なお、この値上げに伴い、供給規程も変更されて厚生労働大臣には関連する必要書類が届け出られている。

以上を受けて、A 町で工場を営む X は、このような本条例の内容に不満を抱き、行政事件訴訟法（以下、「行訴法」という）の規定を用いて訴えを提起しようとしている。X にとって考えられる訴訟について、検討せよ。

〔参照法令〕○水道法（抄）

第 14 条① 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

②四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

⑤ 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

○地方自治法（抄）

第 225 条 普通地方公共団体は、……公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 228 条① 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

第 244 条③ 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

○水道法施行規則（抄）

第 12 条の 6 法第 14 条第 5 項の規定による料金の変更の届出は、届出書に、料金の算出根拠及び経常収支の概算を記載した書類を添えて、速やかに行うものとする。

10月号（481号）

将来に不安を感じず X1 は仮想通貨を用いて資産を増やそうと思い、たまたまウェブ上で A 社の広告を発見して必要とされる 30 万円の申込金を支払った。その広告には、申込金の入金後は自動的に収入を得られるといううたい文句があったが、実際は仮想通貨の相場などに左右されるため、その通りに必ず儲けが出るはずのないものであった。

他方、このような広告を信頼した結果、多額の損失が生じたとの相談がすでに Y 県消費生活総合センターに多数寄せられていたため、特定商取引に関する法律（以下、「特商法」という）12 条の規定に該当するものとして、Y 県知事は A 社に対し業務改善命令を行った（12 条。特商法施行令 19 条 5 項で主務大臣の権限は都道府県知事に委任されている）。これに対し、A 社は依然ウェブサイト上に当該広告を掲載し、自らの正当性を訴えており、改善される気配が一向にないまま今に至る。

そこで、X1 は自らと状況の似た者らとともに「仮想通貨の問題を考える会」と称する訴訟団体 X2 を結成して、Y 県が業務停止命令（15 条 1 項）・禁止命令（15 条の 2 第 1 項）といった必要な措置を全く講じていないことを理由に X1 と X2 それぞれの名で抗告訴訟を提起しようと考えている。この場合の訴訟要件に係る問題について、検討せよ（本件事実関係は東京都生活文化局ウェブサイト掲載事例を参考にした）。

〔参照法令〕 特商法（抄）

第 12 条 販売業者又は役務提供事業者は、通信販売をする場合の商品……について広告をするときは、当該商品の性能……について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

第 15 条① 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が……第 12 条……の規定に違反し……た場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき……は、その販売業者又は役務提供事業者に対し、2 年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

第 15 条の 2① 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第 1 項の規定により業務の停止を命ずる場合において、……当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による通信販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること……の禁止を命ずることができる。

9月号（480号）

A 県は自ら所有し管理運営してきた N 空港の経営合理化をめざすべく「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI 法」という）に基づき民間事業者 T 社に「公共施設等運営権」を設定し、N 空港施設の整備とあわせて運営を全面的に委ねる契約（以下、「コンセッション契約」という）を締結した。

その後、当該空港周辺では、元々住宅地が密集していたが、当該契約締結以降のインバウンド効果の勢いによって発着便数の増加に加えて運用時間外の運航が頻発し、ターミナル増設に伴い騒音が顕在化したため、空港設置以前から居住してきた X1 と発着便数増加が見られて以降転居してきた X2 が騒音被害を理由として A 県に対する国家賠償法（以下、「国賠法」という）2 条 1 項に基づく損害賠償請求を提起しようと考えている。この請求の可否について、騒音の種別と指定管理者制度（自治 244 条の 2 第 3 項）に照らしながら、検討せよ。

〔参照法令等〕

○PFI 法（抄）

第 18 条① 公共施設等の管理者等……は、……条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

第 22 条① 公共施設等運営権者は、……公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。〔以下略〕

○A 県 N 飛行場の設置及び管理に関する条例

第 4 条 空港の滑走路、誘導路及びエプロン……運用時間は、午前 7 時から午後 10 時までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、地震その他の災害、空港に関する工事等のため必要があると認めるときは、これを変更することができる。第 5 条① 飛行場の運用時間外に航空機の離着陸のため飛行場の施設を利用しようとする者は、あらかじめ、……知事の許可を受けなければならない。

○N 空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約書（抄）

第 42 条① 運営権者は、運営権者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を A 県に報告しなければならない。

② 前項の損害が運営権者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

③ 第 1 項の損害が A 県の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、A 県が当該第三者に対し当該損害を賠償しなければならない。

8月号（479号）

XはK県立N高校剣道部で主将を務めていた。また、同部ではN高校教諭で最近顧問として就任したFとそれ以前より「部活動指導員」として外部から採用されていたTとの二人体制で指導に当たっていたが、Fは実技経験者でなかったため、部の運用面を担当する形で、K県教育委員会が公表する「K県の部活動の在り方に関する方針」に沿った「年間指導計画」をN高校校長に提出していた。したがって、Fは校内指導をTに一切委ね、その間は職員室に待機するなどしていた。

Xは酷暑の中、冷房のない体育館で連日練習をし、主将としての責任感もあって、大会での上位成績を目指し練習を続けていた。しかし某日、同じ体育館でバレーボール部員Aが投じたボールが偶然Xに当たり、その場でXは倒れこんだ。その際TがXに対し「大したことはない」などと述べ、一度Xは練習を再開したが、その後しばらくして、体調不良を訴えけいれんし始めたことから、TはFと相談の上救急車を呼んで対応した。

Xはこの事故を契機に重い後遺症を患うことになったが、連日無理を重ねて練習をさせたTとそれを放任したFの責任であるとして、K県に対し国家賠償法（以下、「国賠法」という）1条1項に基づく損害賠償請求を提起しようと考えている。Xが主張し得る行政法上の論点について、FとTの個人責任に着目しながら検討せよ。

[参照法令等]

○学校教育法施行規則（抄）

第78条の2 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

第104条① ……第78条の2の規定は、高等学校に準用する。

○K県の部活動の在り方に関する方針（抄）

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

イ 顧問の教員及び部活動指導員（以下「部活動顧問」という。）は、適切な活動を推進するため、目標や運営の方針等を踏まえた年間指導計画を作成し、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。

7月号（478号）

XはW県保健所長Aから営業許可を受け飲食店を営んでいたが、店内の冷凍設備がW県食品衛生法施行条例（以下、「条例」という）4条別表2(2)アエに該当せず、一日の利用客に比して食料品の保存には不十分であることが分かったため、Aは改善を求める書面（以下、「本件書面」という）をXに交付した。これに対し、Xは飲食店として繁盛しており、書面の交付以前において食中毒が生じたり客からのクレームも一切なく、要求を聞き入れる意思はない旨Aに明言した。このような事実を踏まえ、W県では同県ホームページ（以下「HP」という）上でも、本件書面内容を公表した。

その後、AはXに対し改めて10日間の整備改善を命じたものの、やはりXは聞き入れる見込みがなく、営業許可の取消しに値する旨Xに告知し聴聞を実施した。聴聞では新たな事実は提示されなかったが、Aが別途行った職権調査では、冷凍冷蔵施設がトイレのそばに設置されているなど異物混入を容易に招きやすい店舗構造のため、条例4条別表2(1)エアに該当する事実が判明し、AはXの営業許可を取り消す処分（以下、「本件処分」という）を行った。

Aによる本件書面の交付および本件処分のそれぞれ前後に分けて、Xの立場に立った行政法上の問題を述べよ。なお、W県行政手続条例では行政手続法と同様の規定を置くものとする。

〔参照法令〕

○食品衛生法（抄）

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業……であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

第56条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第51条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第52条第1項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

○食品衛生法施行令（抄）

第35条 法第51条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業は、次のとおりとする。

- 一 飲食店営業（……）
- 二 〔以下略〕

○W県食品衛生法施行条例（抄）

第4条 法第51条に規定する基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2（第4条関係）

(1) 共通基準

エ 汚物処理

(ア) 便所は、原則として、施設専用で、従事者数及び客数に応じた規模のものであり、かつ、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ構造を有すること。

(2) 業種別基準

ア 飲食店営業

(エ) 冷凍食品を保存する場合にあっては、冷凍食品の取扱量に応じた十分な大きさを有し、かつ、零下 15 度以下の温度に保つことができる冷凍設備が設けられていること

6月号（477号）

Xは、K県立A高等学校卒業後、学校教育法に規定された「専修学校」としてK県知事より認可を受けたB専門学校で2年間の課程を修了し、Y市職員としてC課に採用された（以下、「採用処分」という）。Y市では当該課の職員採用要件が「高等学校を卒業見込みまたは高等学校を卒業した者」とされていたが、採用試験時にXがY市に提出した履歴書には、最終学歴として「K県立A高等学校卒業」と記載し、B専門学校修了見込みであることは記載しなかった。その後面接試験でも履歴に関する指摘はなく、正式に採用されるに至った。

Xは採用処分後も特段問題なく業務をこなしていたが、採用後20年を経過した際、内部告発を受けたY市当局では、Xが虚偽の履歴記載を理由に免職事由に相当すると解し懲戒免職処分（以下、「本件処分」という）を行った。これに対し、引き続きY市職員として働き続けたいXはどうしたらよいかT弁護士に相談した。TがXにできる行政法上のアドバイスについて、検討せよ。

〔参照法令等〕○地方公務員法（抄）

第29条① 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

第51条の2 第49条第1項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事委員会又は公平委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○Y市懲戒処分の標準例（抄）

1 基本事項

以下については、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げています。具体的な量定の決定にあたっては、

- (1) 公務遂行にかかる非違行為か否か
- (2) 非違行為の動機、状況及び結果はどのようなものであったか
- (3) 故意又は過失の度合はどの程度であったか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 非違行為を行った職員の職務上の責任は、非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (6) 司法判断はどのようなものであるか
- (7) 被害者との間で示談や和解がなされているか
- (8) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め、総合的に考慮したうえで判断することとします。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外となることもあり得ます。

なお、標準例にない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものとし、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考に判断することとします。

2 標準例

(1) 一般服務関係

ア 学歴詐称

学歴を詐称して採用された職員は免職又は停職とする。

5月号（476号）

Xは国産大手の酒類を全国的にインターネットで販売する計画を立て、A 税務署長に対し「通信販売酒類小売業免許」を申請したが、Aは「Xの申請内容は通達に違反する」との理由を付した書面を交付し拒否する処分を行った（以下、「本件処分」という）。本件処分の理由は、おそらくXが「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」（以下、「本件通達」という）10条11号関係の4(1)イにある「特定製造者」が製造販売する酒類以外を販売対象としていたことにあると思われたが、納得がいかず、本件処分の取消しを求めて訴えを提起した。

Xが出訴後、Aが「本件処分はXが申請する通達10条11号関係の4(1)イに限定した商品以外の酒類が通信販売の対象となれば、需給の均衡維持に大きな影響を与えると考えられるため」とする旨を文書で回答してきた。

以上の事実に照らして、Xが本件処分につき行政法上主張し得る論点について検討せよ。

[参照法令]

○酒税法（抄）

第9条① 酒類の販売業……をしようとする者は、……販売場……ごとにその販売場の所在地……の所轄税務署長の免許（以下「販売業免許」という。）を受けなければならない。

第10条 ……酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、……酒類の販売業免許を与えないことができる。

十一 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与えることが適当でない認められる場合

○酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（抄）

第9条1項関係の8(1)イ

(ロ) 通信販売酒類小売業免許

通信販売酒類小売業免許とは、通信販売（2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象として、商品の内容、販売価格その他の条件をインターネット、カタログの送付等により提示し、郵便、電話その他の通信手段により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う販売をいう。以下同じ。）によって酒類を小売することができる酒類小売業免許をいう。（以下略）

第10条11号関係の4

通信販売酒類小売業免許は、販売しようとする酒類の範囲が次の場合には免許を付与等する。

(1) 国産酒類のうち、次に該当する酒類

- (イ) カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量設問が、全て 3,000 キロリットル未満である製造者（以下この 4 において「特定製造者」という。）が製造、販売する酒類

4月号（475号）

S 県在住の X は、日本刀の魅力に取りつかれたいわゆる「刀剣女子」であり、日本刀を見ているだけでは飽き足らず、実際にそれを所持したいと考えた。そこで、思い切って日本刀を扱っている刀剣商を営む A 専門店に行き、お気に入りの日本刀を購入することにした。

最初、A では日本刀の模造刀を勧められたが、元々本物志向であった X は、店で手に取った真剣の日本刀がすっかり気に入り、一振（刃渡り 60 センチ）を購入し、家に持ち帰った（以下、「本件日本刀」という）。購入に際し、A からは「鑑定書付き」という説明を受けただけで、その他は特段話を聞いていなかった。その後、X はしばらく自宅で本件日本刀を観賞用に飾っていたが、その後、インターネットで知り合った友人同士が集まる会合で楽しむべく、本件日本刀を持参した。

しかし、A が提示した本件日本刀の「鑑定書」が偽物と分かり、銃砲刀剣類所持等取締法（以下、「銃刀法」という）に基づき必要な手続もなされておらず、販売元の A はすでに廃業していることから、X 自身も何がしかの規制を受けることはないか、困惑している。X の本件日本刀の所持について、下記の参照法令に照らして行政法の観点から検討せよ。

〔参照法令〕銃刀法（抄）

第 2 条② この法律において「刀剣類」とは、刃渡り 15 センチメートル以上の刀……をいう。

第 3 条① 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

六 第 14 条の規定による登録を受けたもの（変装銃砲刀剣類を除く。）を所持する場合

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、所持しようとする銃砲又は刀剣類ごとに、その所持について、住所地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

九 博覧会その他これに類する催しにおいて展示の用途に供するため、銃砲又は刀剣類を所持しようとする者

第 10 条① 第 4 条又は第 6 条の規定による許可を受けた者は、それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由がある場合を除いては、当該許可を受けた銃砲又は刀剣類を携帯し、又は運搬してはならない。

第 14 条② 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

③ 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基いてしなければならない。

第 21 条 第 10 条（第 2 項各号を除く。）の規定は、第 14 条の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「それぞれ当該許可に係る用途に供する場合その他正当な理由」とあるのは「正当な理由」と……読み替えるものとする。